

京都大学博士課程教育リーディングプログラム実施準備委員会要項

(平成24年1月10日総長裁定)

- 第1 京都大学における博士課程教育リーディングプログラム（以下「プログラム」という。）の実施準備に関し必要な事項を審議するため、京都大学博士課程教育リーディングプログラム実施準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) プログラムの実施体制に関すること。
 - (2) プログラムの運営に関すること。
 - (3) プログラムの修了認定に関すること。
 - (4) プログラムに係る関係部局等間の調整に関すること。
 - (5) その他プログラムの実施に関し必要なこと。
- 2 委員会は前項により審議した結果を総長に報告するものとする。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。）
 - (2) 研究科長 若干名
 - (3) 博士課程教育リーディングプログラムプログラムコーディネーター（以下「プログラムコーディネーター」という。）
 - (4) 総長室担当部長及び学務部長
 - (5) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第2号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。
- 第4 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 第6 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会には、必要に応じて第3第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
- 3 小委員会の委員は、総長が委嘱する。
- 4 前3項に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。
- 第7 委員会及び小委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第8 本学におけるプログラムの実施体制が完成するまでの間、プログラムコーディネーターは、委員会の審議に基づき、当該プログラムの実務を処理するものとする。
- 第9 委員会は、本学におけるプログラムの実施体制の完成をもって解散する。
- 第10 委員会に関する事務は、学務部教務企画課において処理する。
- 第11 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

この要項は、平成24年1月10日から実施する。